

「あまっこ」着ぐるみ使用ガイドライン

本ガイドラインは、尼崎市シティプロモーションマスコット「あまっこ」の着ぐるみを使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1 使用申込

着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、使用申込書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 使用の承諾

市長は、使用申込があった場合、その内容が次の場合に該当する場合を除き、使用を承諾するものとする。

- (1) 尼崎市の魅力を発信し、尼崎を好きな人を増やすというシティプロモーションの趣旨に反するとき
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用、または利用する恐れのあるとき。
- (5) 正しい使用方法に従って利用しない、または利用しない恐れのあるとき。また、イメージを損なう恐れのあるとき
- (6) 営利目的の活動に使用するとき（ただし、市長が特に認める場合を除く）
- (7) その他、市長が使用について不相当と認めたとき

3 使用料

使用料は無償とする。

4 使用上の遵守事項

使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。使用者が以下の事項を遵守しない場合には、その使用の承諾を取り消すことができる。使用者は、承諾が取り消されたときは、速やかに着ぐるみの使用を中止しなければならない。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- (1) 使用申込書の記載どおりに使用すること
- (2) 第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3) 荒天時に屋外で使用しないこと。また、火器及び危険物の近辺で使用しないこと
- (4) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること

5 原状復帰

着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

6 その他

着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。